

J A M
政策NEWS

2006年7月24日 第2006-40号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

健康保険法改正で変わります！！

何が	いつから	どのように
一部負担金	2006年10月から	70歳以上の現役並み所得者の窓口負担 2割→ 3割 （被扶養者も同様）
	2008年4月から	70～74歳の中低所得者の窓口負担 1割→ 2割 （被扶養者も同様） 小学校就学前までの被扶養者 の窓口負担は2割 （現在は3歳未満が2割）
出産育児一時金	2006年10月から	30万円→ 35万円
出産手当金	2007年4月から	標準報酬日額の60%→標準報酬日額の 2/3 (66.6%) 資格喪失後の出産、任意継続被保険者には支給しない
傷病手当金		標準報酬日額の60%→標準報酬日額の 2/3 (66.6%) 任意継続被保険者には支給しない
埋葬料	2006年10月から	被保険者 標準報酬月額×1ヵ月分→ 定額5万円 被扶養者 10万円 → 定額5万円
標準報酬月額の上下限額の範囲	2007年4月から	上限 98万円→ 121万円 下限 9.8万円→ 5.8万円 ・現在賃金95万円と賃金120万円の保険料は同額 賃金120万円の人の保険料は上がる ・現在賃金10万円と賃金5万円の保険料は同額 賃金5万円の人の保険料は下がる
一時金の保険料賦課上限額		1回あたり200万円→ 年間540万円
自己負担限度額の引き上げ	2006年10月から	一般の場合 72,300円+医療費の1% ↓ 80,100円+医療費の1%
療養病床に入院する高齢者の食費・住居費の負担	2006年10月から	対象＝療養病床に入院する70歳以上の高齢者 負担額＝食費（食材料・調理コスト等） 4.2万円/月 居住費（光熱水費） 1万円/月 現行は食材料費2.4万円を負担している
政府管掌健康保険の公法人化	2008年10月から	国と切り離れた「全国健康保険協会」を設立する。 都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料を設定するなど、 都道府県単位の財政運営を基本 とする